検査の信頼性確保試験標準作業書

一　検査の信頼性確保試験実施計画の作成要領
二　検査の信頼性確保試験の実施方法
三　検査の信頼性確保試験に関する記録の作成要領及び保管方法
四　作成及び改定年月日

第八条の二中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第九条第一項中「第十五条第五項」を「第十五条第八項」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　就業制限その他の措置

第十条の見出し中「健康診断」を「検体の採取」に改め、同条中「法第十七条第三項」を「法第十六条の三第五項」に改め、同条第一号中「健康診断の勧告をし、又は健康診断」を「検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取」に改め、同条第二号中「健康診断の勧告」を「検体の提出又は採取の勧告」に、「健康診断を受け、又は受け」を「検体を提出し、又は検体の採取に応じ」に改め、同条第三号中「健康診断」を「検体の採取」に改め、同条第四号中「健康診断の勧告」を「検体の提出又は採取の勧告」に、「健康診断の措置」を「検体の採取の措置」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十六条の三第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項各号に規定する事項とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（検査及び報告）

第十条の二　第八条第五項第一号及び第二号の規定は、法第十六条の三第七項の検査について準用する。

2　法第十六条の三第八項に規定する報告は、検査の結果の判明後速やかに行うものとする。

3　法第十六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　患者の氏名、性別、年齢及び住所

二　当該患者を診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の所在地）を管轄する保健所名及び当該保健所所在地の都道府県名

（厚生労働大臣が検体の採取を行う場合の通知事項）

第十条の三　第十条の規定は、法第十六条の三第十一項において同条第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第十三条の見出し中「入院勧告」を「健康診断の勧告」に改め、同条第一項中「第十七条第三項」を「第十六条の三第五項」に改め、同項中第八号を第十二号とし、第二号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一　健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施する理由

二　健康診断の勧告をする場合にあっては、健康診断を受け、又は受けさせるべき期限

三　健康診断の措置を実施する場合にあっては、健康診断を行う日時、場所及びその方法

四　健康診断の勧告をする場合にあっては、当該勧告に従わない場合に健康診断の措置を実施することがある旨

第五章中第十四条の前に次の一条を加える。

（検体の収去等の方法）

第十三条の二　第十条の二第一項の規定は、法第二十六条の三第五項及び第二十六条の四第五項の検査について準用する。

2　第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第二十六条の三第六項及び法第二十六条の四第六項の報告について準用する。

第十九条第一項第二号中「消毒」を「検体の収去、検体の採取、消毒」に改め、同条第三項中「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第三十六条第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第二十条第二項第一号中「第十七条第三項」を「第十六条第五項」に改める。

第八章中第二十四条の前に次の二条を加える。

（新感染症に係る検査及び報告）

第二十三条の六　第十条の二第一項の規定は、法第四十四条の七第五項の検査について準用する。

2　第十条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十四条の七第六項の報告について準用する。

（新感染症に係る検体の採取を行う場合の通知事項）

第二十三条の七　第十条の規定は、法第四十四条の七第九項及び第十項において法第十六条の三第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

第二十四条の見出し中「健康診断」を「検体の採取等」に改め、同条中「第四十五条第三項」を「第四十四条の七第十項及び第四十五条第三項」に、「第十七条第三項」を「第十六条の三第五項」に改める。

第二十五条中「第十三条」を「第十三条第一項第五号から第十二号まで及び第二項」に、「第十七条第三項」を「第十六条の三第五項」に改める。

第二十六条第三項中「第十九条第三項」を「第十九条第四項」に、「第五十条第七項」を「第五十条第十二項」に、「第三十六条第四項」を「第三十六条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に、「第五十条第四項」を「第五十条第六項」に、「第三十六条第三項」を「第三十六条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第十九条第二項の規定は、法第五十条第九項において法第三十六条第三項において準用する同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第二十六条第一項中「第五十条第三項」を「第五十条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十三条の二において準用する第十条の二第一項から第三項までの規定は、法第五十条第二項及び第三項において法第二十六条の三第五項及び第六項並びに法第二十六条の四第五項及び第六項を準用する場合について準用する。

別表第二届出動物等の到着地の欄中「苅田港及び福岡空港」を「苅田港、北九州空港及び福岡空港」に改め、「鹿児島県（鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港を除く。）」を削り、「関門港及び苅田港」を「関門港、苅田港及び北九州空港」に改め、「（鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港に限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。